

伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）支給要綱  
（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行及び原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰等により、大きな影響を受けている市内の小規模事業者の事業継続を支えることを目的に、予算の範囲内において伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における「小規模事業者」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者又は商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社又は個人事業主

（支給対象者）

第3条 給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 令和3年12月31日までに創業し、令和4年4月1日時点で市内に事業所を有する小規模事業者
- (2) 申請時点において、事業を継続する意思を有していること。
- (3) 令和4年の事業収入又は営業利益が、令和3年、令和2年又は令和元年（平成31年）（以下「前年等」という。）と比較して減少した小規模事業者のうち、次のいずれかに該当していること。

ア 法人であって、令和4年4月から12月までのいずれか1か月当たりの事業収入又は営業利益が、前年等の同月比で20パーセント以上減少していること又は前年等の1月から12月までの事業収入又は営業利益の月平均額と比べて20パーセント以上減少していること。ただし、令和3年1月以降に創業した場合、令和4年4月から12月までのいずれか1か月当たりの事業収入又は営業利益が、令和3年の同月比で20パーセント以上減少していること又は令和3年の創業した月から12月までの事業収入又は営業利益の月平均額と比べて20パーセント以上減少していること。

イ 個人事業主であって、確定申告書類が青色申告の場合、令和4年4月から12月までのいずれか1か月当たりの事業収入又は営業利益が、前年等の同月比で20パーセント以上減少していること又は前年等の1月

から12月までの事業収入又は営業利益の月平均額と比べて20パーセント以上減少していること。ただし、令和3年1月以降に創業した場合、令和4年4月から12月までのいずれか1か月当たりの事業収入又は営業利益が、令和3年の同月比で20パーセント以上減少していること又は令和3年の創業した月から12月までの事業収入又は営業利益の月平均額と比べて20パーセント以上減少していること。

ウ 個人事業主であって、確定申告書類が白色申告等の場合、令和4年4月から12月までのいずれか1か月当たりの事業収入又は営業利益が、前年等の1月から12月まで事業収入又は営業利益の月平均額と比べて20パーセント以上減少していること。ただし、令和3年1月以降に創業した場合、令和4年4月から12月までのいずれか1か月当たりの事業収入又は営業利益が、令和3年の創業した月から12月までの事業収入又は営業利益の月平均額と比べて20パーセント以上減少していること。

(4) 前年等の4月から12月までの事業収入若しくは営業利益の合計額又は前年等の1月から12月事業収入若しくは営業利益の月平均に9を乗じた額から令和4年4月から12月までの事業収入若しくは営業利益の合計額を引いた金額が100,000円以上であること。ただし、令和3年1月以降に創業した場合、令和3年4月から12月までの事業収入若しくは営業利益の合計額又は令和3年の創業した月から12月までの事業収入若しくは営業利益の月平均額に9を乗じた額から令和4年4月から12月までの事業収入若しくは営業利益の合計額を引いた金額が100,000円以上であること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業にかかる接客業務受託営業を行うもの

イ 宗教上の組織又は団体

ウ 政治団体

エ 次のいずれかに該当するものが小規模事業者に含まれるもの

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号の細分において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ウ) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、給付金の趣旨又は目的に照らして

適当でないと市長が判断するもの

(支給額)

第4条 給付金の支給額は、対象者につき一律100,000円とする。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢原市小規模事業者臨時給付金(第3弾)支給申請書(法人の場合は第1号様式。個人事業主の場合は第2号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、令和5年2月24日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収入比較表又は営業利益比較表
- (2) 給付金の振込先が確認できる書類
- (3) 前年等の事業収入又は営業利益が確認できる書類
- (4) 令和4年4月から12月までの各月の事業収入又は営業利益が確認できる書類
- (5) 市内での営業実態が確認できる書類
- (6) 本人確認ができる書類(個人による申請の場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、給付金を支給すべきと認めたときは、伊勢原市小規模事業者臨時給付金(第3弾)支給決定通知書(第3号様式)により、支給すべきでないと認めたときは、伊勢原市小規模事業者臨時給付金(第3弾)不支給決定通知書(第4号様式)により、申請者へ通知するものとする。

(給付金の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (2) 給付金の申請に関する誓約事項に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が給付金の支給を不相当と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和4年12月5日告示第159号)

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）支給申請書  
(法人用)

令和5年 月 日

伊勢原市長 殿

法人名

代表者役職

氏名

印

伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 1 基本情報

市内事業所所在地	〒259 - 伊勢原市
本店所在地	資本金 円
創業年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日 決算月 月
業種分類 及び従業員数	<input type="checkbox"/> 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く） 人（5人以下）
	<input type="checkbox"/> サービス業のうち宿泊業・娯楽業 人（20人以下）
	<input type="checkbox"/> 製造業・その他 人（20人以下）
業務内容	営業時間 午前 時 分 ~ 午後 時 分
申請担当者 (所属名)	( ) 電話番号
振込口座	金融機関名 店名
	口座番号 預金種別 普通・当座
	口座名義 (カタカナ)

2 減少要件 令和4年と令和(元年・2年・3年)の(事業収入・営業利益)を比較しました。

3 支給申請額 100,000円

## 4 誓約事項(☑点を付けてください)

私は、伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）の支給を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。  
この誓約に違反したことにより、不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）の支給要件を全て満たしており、申請書類及び添付書類等の内容は真正です。虚偽・錯誤等により支給要件を満たさないことが判明した場合は、給付金の返還等に応じます。
- 伊勢原市内で事業を営む小規模事業者で、今後も市内で事業を継続する意思があります。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当せず、法人の代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がおりません。また、暴力団等が経営に関与していません。
- 初めて本給付金の申請を行います。今後重複して申請は行いません。
- 伊勢原市から検査・報告・是正の措置の求めがあった場合は、これに応じます。

伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）支給申請書  
（個人事業主用）

令和5年 月 日

伊勢原市長 殿

屋号

氏名

印

伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

## 1 基本情報

市内事業所所在地	〒259 - 伊勢原市		
生年月日	大・昭・平 年 月 日	住所	
創業年月日	昭・平・令 年 月 日	電話番号	
業種分類 及び従業員数	<input type="checkbox"/> 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	人	（5人以下）
	<input type="checkbox"/> サービス業のうち宿泊業・娯楽業	人	（20人以下）
	<input type="checkbox"/> 製造業・その他	人	（20人以下）
業務内容		営業時間	午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分
振込口座	金融機関名	店名	
	口座番号	預金種別	普通・当座
	口座名義 (カタカナ)		

2 減少要件 令和4年と令和（元年・2年・3年）の（事業収入・営業利益）を比較しました。

3 支給申請額 100,000円

4 誓約事項（点を付けてください）

私は、伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）の支給を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。  
この誓約に違反したことにより、不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）の支給要件を全て満たしており、申請書類及び添付書類等の内容は真正です。虚偽・錯誤等により支給要件を満たさないことが判明した場合は、給付金の返還等に応じます。
- 伊勢原市内で事業を営む小規模事業者で、今後も市内で事業を継続する意思があります。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- 政治団体、宗教上の組織若しくは団体ではありません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当していません。また、暴力団等が経営に関与していません。
- 初めて本給付金の申請を行います。今後重複して申請は行いません。
- 伊勢原市から検査・報告・是正の措置の求めがあった場合は、これに応じます。

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）支給決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付けで申請のありました伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）の支給について、伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）支給要綱第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 支給決定額 100,000 円
- 2 支給条件 伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）支給要綱第7条の規定に該当すると認められたときは、この決定を取り消す。
- 3 振込予定日 年 月 日

（事務担当は、 ）

第4号様式（第6条関係）

伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）不支給決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長



年 月 日付で申請のありました伊勢原市小規模事業者臨時給付金（第3弾）の支給について、次の理由により支給しないことと決定したので通知します。

（支給しない理由）

（事務担当は、 ）